

みんなの気持ちに寄り添える社会へ

わたしらしさ、あなたたらしさ

を実現しよう



令和5年(2023年) 広島県 人権だより

令和5年度 法務省人権啓発活動強調事項

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 こどもの人権を守ろう
- 3 高齢者的人権を守ろう
- 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別(同和問題)を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 感染症に関する偏見や差別をなくそう
- 9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 11 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- 12 インターネット上の人権侵害をなくそう
- 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

下記は音声コードです
目の不自由な方への
情報提供を目的に作られたものです。

いじめの防止

広島県教育委員会では、いじめの問題の克服に向け、「広島県いじめ防止基本方針」を定め、次のような基本的な考え方を示しています。

いじめの未然防止

児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図ります。

児童生徒の主体的な活動の支援

児童生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援します。

いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有します。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応します。

学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童生徒を見守り育てます。

ヒューマンフェスタ2023ひろしまにおいて、安心して過ごせる学校づくりの取組を発表します!

「よりよい人間関係を目指して -安心できる学校生活の実現-」

日時 令和5年 12月9日 11:00~12:15

会場 発表校

広島市総合福祉センター(BIG FRONTひろしま)5Fホール
県立向原高等学校・府中市立上下中学校・県立広島南特別支援学校

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害問題です。この解決のために、私たち一人一人がこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日~16日

詳しくは、内閣官房拉致問題
対策本部ホームページへ



副読本 「B型肝炎 いのちの教育」について

肝炎は、「国内最大級の感染症」と言われており、重要な健康問題です。普段の生活の中で、B型肝炎ウイルスにうつることはほとんどありません。しかし、理解が進まず、偏見や差別に苦しんでいる人がいます。

かつて集団予防接種によりB型肝炎の感染が拡大しました。
同じような被害を繰り返させないために、副読本から、
被害にあわれた方々の声を聞き、感染予防のための正しい知識を身に付け、できることと一緒に考えましょう。

B型肝炎 副読本



なくそう、戸籍謄本等の不正取得

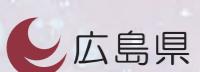
登録型本人通知制度 (県内の市町の取組)

この制度は、戸籍謄本や、住民票の写しなどの不正取得によって、身元調査などが行われ、個人の人権が侵害されることや振り込め詐欺などの犯罪に悪用されることを防止・抑止するために、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。

制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先

竹原市市民課	☎ 0846-22-7734	府中市市民課	☎ 0847-43-7127	安芸太田町住民課	☎ 0826-28-2116
三原市市民課	☎ 0848-67-6175	三次市市民課	☎ 0824-62-6138	北広島町町民課	☎ 0826-72-2111(代表)
尾道市市民課	☎ 0848-38-9150	東広島市民課	☎ 082-420-0925	世羅町町民課	☎ 0847-22-5302
福山市市民課	☎ 084-928-1058	安芸高田市総合窓口課	☎ 0826-42-5616	神石高原町住民課	☎ 0847-89-3334
大崎上島町住民課	☎ 0846-65-3113	大崎上島町は、令和2年8月1日より本人通知制度の事前登録が不要になりました。			

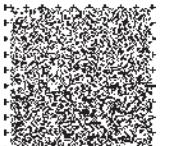
令和5年10月1日現在



ひろしま

わたしらしい生き方応援課 Tel.082-513-2734

法務省委託事業



子どもたちが安心して過ごせる環境づくり、居場所づくりとは

子どもの権利「こども基本法」制定

「子どもに権利を伝えたら、わがままになる」「もっと義務を伝えるべきだ」という声が聞こえてきます。本当にそうでしょうか?子どもは、生きる力を持って生まれたひとりの人間です。

誰一人差別されることなく、安心して生きる権利、遊ぶ・休む・学ぶことが保障されながら成長する権利、あらゆる暴力を受けないように守られる権利、自由に意見が言えて尊重される権利を実現すること。これが「子どもの権利条約」の考え方であり、この条約に基づき、「こども基本法」が制定されています。

家庭で、地域で、できること

これらの子どもの権利に即して考えていくと、たとえば、子どもに何かしようとするとき、「〇〇ちゃん、△△しようか?してもいいかな?」と子どもの意思を確認して、子どもが“NO”と言えば「(今は)いやなんだね。」と、尊重することが大切です。

また、大人同士が尊重しあう関係のモデルとなっていますか?お互いに罵り合い、侮辱的な言葉をぶつけたり、どちらか一方だけが我慢を強いられたりしている環境では、子どもはそのような態度を学び、どちらの力が上なのかを感じ取って「侮辱してもいい人」を作り出してしまうかもしれません。または下に扱われた親を支えようと必死になって自分らしく生きることができなくなるかもしれません。

いつも緊張を強いられ、尊厳が踏みにじられたまま自分の気持ちを自由に伝えることができなくなってしまうかもしれません。まちで性産業の被害にあう子どもたちの多くが「どこにも居場所が無い」と訴えています。もしかすると、学校の中での「いじめ」に加担する可能性もあります。

誰かを踏みにじることでしか自分の存在価値を見出せなくなっているかもしれません。自分が被害を受けないように必死に姿を消そうとしているかもしれません。

暴力の被害にあっているとき、被害者は「自分が悪いから」と思ってしまいがちです。

子どもも同じです。暴力を振るわれてもいい人は一人もいません。「暴力には一人で立ち向かわなくていい。相談していい。逃げていこう。」それを伝えることは、子どもを見守る大人の責任です。不登校の問題は、学校に行かない子どもの問題ではありません。ひとり親家庭の貧困問題は、シングルマザーの問題ではありません。支援が足りない

い社会の問題です。子どもが安心して過ごせる居場所を、家庭や地域の中に作る必要があります。

子どもたちの想いに寄り添う

子どものスマホを勝手に見たり、いつもどこにいるのか連絡することを強要していませんか?今、子どもたちの間で、友人や恋人を束縛することが愛情のしるしと思い込んで関係がエスカレートして暴力に繋がっている例が増えています。まずは子どもが小さいころから、子どもの意思を尊重することを大切にしてほしいと思います。

写真を撮影することが容易な時代ですが、写真を撮影する前には「〇〇ちゃん、写真を写してもいいかな?」「この中に、写真に写りたくない人がいたら手を挙げてください。もし今言いにくければ、あとで教えてください。」と、子どもの同意を得ることを大事にしてほしいです。子どもたちは、自分が尊重される経験を経て、他者を尊重することを学ぶのです。

子どもと作る安心な環境と居場所

その場のルールを決める時、何のためのルールなのかを明確にして子どもの同意を得ながら決めてほしいです。納得できるルールであれば、子どもはルール違反の無いように考えながら行動することができます。困ったことが起きた時、大人に相談したり、話し合って解決したりする力がついて行くのではないかでしょうか。

今後は、「こども基本法」を踏まえ、「子どもの意見の聴取」が施策に反映されていくことと思います。子どもたちに「意見を言えば大人は聞いてくれる」という経験や「意見を出したことで環境が変わった」など自分が大切にされた体験がすべての子どもにあることを願っています。

そしてまず、子どもを取り巻く大人自身が対等で尊重しあう関係を築き、家庭でも地域でも幸せでありますよう祈っています。

Profile 奥野しのぶ NPO法人 こどもステーション・理事長

2012年5月より、子育てひろば「もこルーム」を開設。面会交流支援、ひとり親家庭支援、子ども・若年支援、保育サポート、各種相談などに取り組むほか、トラウマを抱える子どものための心理教育プログラム事業等に携わる。

こどもの人権110番

このような悩みがあつたら迷わず
電話してください。

家の人にはいやなことをされる

学校でいじめにあっている

部活動で暴言・暴力を受けている

電話相談 0120-007-110 (全国共通・無料)

SNS じんけん そだん
人権相談 LINE QRコード 友だち
追加は こちらから!

法務局・人権擁護委員による電話相談

これは「人権問題」では?と感じたり、
偏見や差別、いじめで思い悩んでいたら…

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷など、一人で悩まず、気軽にご相談ください。秘密は守ります。

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれていませんか?



性別で役割を
決めつけていませんか?

固定的性別役割分担意識の解消へ

イラストの人を連想したとき、その性別が、「思い込み」になってしまいかねません。依然として、仕事や家事・育児への参加などの面では、男女間の格差が存在します。性別にかかわりなく、誰もが個性と能力を発揮するためには「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、家庭・学校・職場等、社会のあらゆる分野において、誰もが共に参画し、お互いに協力することが必要です。

ちいと
もやもや
ジェンダー川柳
コンテスト

「当たり前」
それはどなたの
当たり前?
当たり前?

見つめよう
自分のなかの
ジェンダー観

※募集時の作品例です。

もやもやジェンダー川柳



LGBT 身近に感じて 考えよう

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。わたしたち一人ひとりが、今日からできることを考えましょう。

L レズビアン 女性として 女性が好きな人	G ゲイ 男性として 男性が好きな人
B バイ セクシュアル 異性も同性も 好きになる人	T トランス ジェンダー こころからだの性に 違和感を感じる人

「LGBTQ+」など表現は多様化しており、「Questioning(クエスチニング)」は自分の性のあり方を決めたくない人や探している人、「+(プラス)」は他にも様々な性があることを表しています。

身近にいる意識を持つ

- 民間団体の調査によると、回答者に占めるLGBTQ+層の割合は8.9%でした。
※出典:LGBTQ+調査2020(電通ダイバーシティラボ)
- あなたは、身近にいる性的マイノリティの方に気づいていないだけかもしれません。
- 性別の固定観念を考えなおしてみましょう。

「性的指向^{※1}及びジェンダーアイデンティティ^{※2}の多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)」が施行されました。

※1:「性的指向」恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
※2:「ジェンダーアイデンティティ」自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識



ご主人への
プレゼント
ですか?



アウティングは人権侵害です

- 本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に暴露することをアウティングといい、人権侵害にあたります。
- 「オカマ」「ホモ」「レズ」といった侮辱的なことばや不用意な発言は、当事者やその家族を傷つけます。
- 差別的な言動を見かけたら、毅然とした態度で、「よくないこと」だと伝えましょう。

エソール広島によるLGBT電話相談

エソール広島(公益財団法人 広島県男女共同参画財団)では、専門の相談員が相談をお受けします。

自分の性的指向や性自認の悩み

相談受付 ☎ 082-207-3130

生きづらさや対人関係の悩み

開設時間 每週土曜日(祝日休)10時~16時

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
インターネット人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>



「人権だより」の
アンケートは
こちらから

